

第四十二号議案

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十四年六月二十一日

提出者 江戸川区長 多田正見

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例
公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第
一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第一項」の下に「、第六条第二項」を加える。

第二条第一項に次の一号を加える。

五 一般財団法人えどがわボランティア協会

第三条の次に次の一条を加える。

（派遣職員の給与）

第三条の二 派遣職員（地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用さ
れている職員（以下「単純労務職員」という。）である派遣職員を除く。第五
条及び第六条において同じ。）のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事
するものには、その職員派遣の期間中、給料、管理職手当、初任給調整手当、
扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時
間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末
手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当のそれぞれ百分の百以内を支給す
ることができる。

第四条中「地方公務員法第五十七条に規定する単純な労務に雇用されている職
員（以下「単純労務職員」という。）」を「単純労務職員」に改める。

第五条中「（単純労務職員である派遣職員を除く。次条において同じ。）」を

削る。

第六条の次に次の一条を加える。

（単純労務職員である派遣職員の給与の種類）

第六条の二 単純労務職員である派遣職員のうち、法第六条第二項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

（職員の給与に関する条例の一部改正）

2 職員の給与に関する条例（昭和三十年七月江戸川区条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「、育児休業法」を「及び育児休業法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員」を削り、「、育児休業又は派遣」を「又は育児休業」に改める。

（幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

3 幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「、教育公務員特例法」を「及び教育公務員特例法」に改め、「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された職員」を削り、「、大学院修学休業又は派遣」を「又は大学院修学休業」に改める。

（幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

4 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成十二年三月江戸川区条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第四条に次の一号を加える。

三 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十六年三月江戸川区条例第一号）

（説明）

一般財団法人えどがわボランティア協会に職員を派遣するとともに、派遣期間中に給与を支給できる規定を設けるほか、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。